

Information



インフォメーション

令和3年10月

兵庫県警察

電動キックボードを道路で乗る時 運転免許が必要です!

※電動キックボード(定格出力0.6キロワット以下の電動式のモーターにより走行するもの)は**原動機付自転車**となります。(定格出力0.6キロワットを超える場合、その数値に応じたそれぞれの車両区分に該当します。)

運転免許
ヘルメット

必須

注意!



一部地域では、ヘルメットの着用を任意とするなどの実証実験が行われています。

保険に入っていますか?



※**自賠責保険**(共済)の契約をしなければなりません。

注意!



※無保険運行は違反です。賠償金払えますか? 万一に備え保険加入は確実に!

ナンバープレート・ライト・ミラー等つけていますか?



電動キックボード等に必要の保安装置



※道路運送車両法の**保安基準**に適合する必要があります。

注意!



- ・ 歩道通行
- ・ 道路右側部分の通行
- ・ 信号無視
- ・ 歩行者等の妨害

等も違反です!



交通事故を起こした時は、110番・119番通報を!!

～販売する方へ～

電動キックボードを販売する際は、上記について分かりやすくユーザーに説明して下さい。「運転免許がなくても道路で乗れる」等と**虚偽の宣伝**や**説明**をすると、**刑事責任**を問われる場合があります。

交通安全情報を発信しています。

交通企画課公式SNSをフォローして下さい。→

